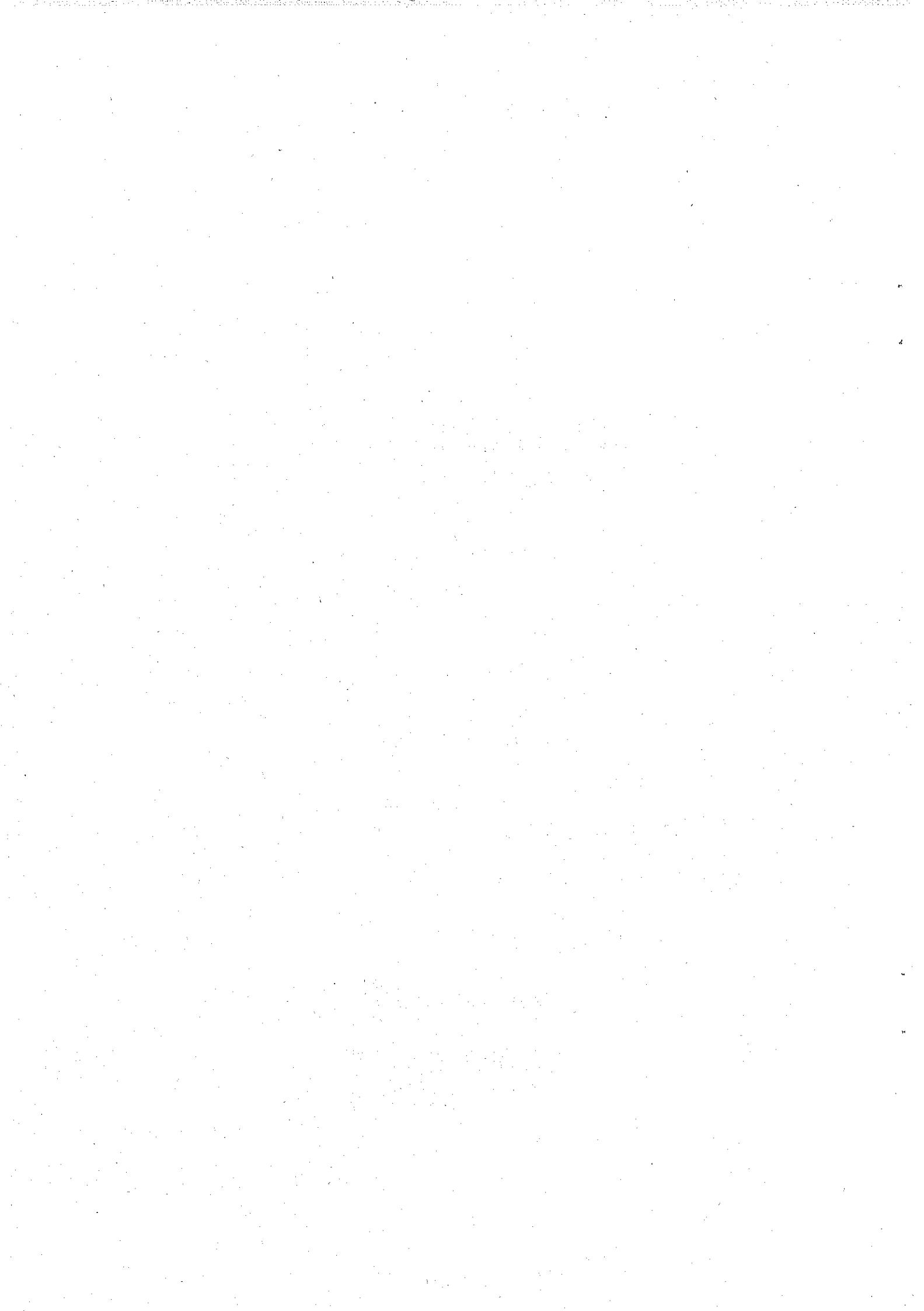


# **福祉有償運送マニュアル**

**平成19年4月**

**宮城県保健福祉部  
長寿社会政策課**



## 福祉有償運送マニュアル 目 次

1はじめに	
1.1はじめに	
1.1.1マニュアルの位置づけ	1
1.1.2経緯	1
1.2運送の種別	
1.2.1自家用有償運送の種別	2
1.2.2運送主体	3
1.3登録等の対象となる運送の範囲	
1.3.1「有償」の考え方	3
1.3.2自家輸送について	4
1.4セダン型等一般車両の扱い	5
1.5訪問介護事業所等が行う有償運送について	
1.5.1原則	5
1.5.2NPO法人等による有償要介護者輸送	5
1.5.3ヘルパー持込車両による有償運送	5
1.5.4介護報酬について	6
2福祉有償運送の登録手続き	7
2.1申請書の記載事項	8
2.2申請書に添付する書類	
2.2.1定款等の書類	10
2.2.2いわゆる欠格事項に該当しない旨を証する書類	10
2.2.3運営協議会において協議が調っていることを証する書類	11
2.2.4自動車についての使用権原を証する書類	11
2.2.5運転者が必要な要件を備えていることを証する書類	13
2.2.6セダン型使用の場合の運転者及び乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類	17
2.2.7運行管理責任者及び運行管理体制を記載した書類	19
2.2.8整備管理責任者及び整備管理体制を記載した書類	22
2.2.9事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類	22
2.2.10損害賠償措置を講じていることを証する書類	24
2.2.11運送しようとする旅客の名簿	26
2.3その他必要な事項	
2.3.1対価の掲示等	27
2.3.2苦情処理体制の整備について	27
2.3.3輸送実績報告書の提出について	28

<b>3 運営協議会</b>	
<b>3.1 運営協議会</b>	
<b>3.1.1 運営協議会の目的</b>	29
<b>3.1.2 運営協議会の開催が必要であるとき</b>	29
<b>3.2 運営協議会の設置と運営</b>	
<b>3.2.1 運営協議会の設置</b>	29
<b>3.2.2 運営協議会の運営（市町村の役割）</b>	31
<b>3.3 運営協議会の協議事項</b>	
<b>3.3.1 必要性の判断</b>	33
<b>3.3.2 運送の区域</b>	34
<b>3.3.3 旅客から收受する対価</b>	34
<b>3.3.4 運送しようとする旅客の範囲</b>	35
<b>3.3.5 その他必要と認められる措置の確認</b>	36
<b>3.4 運営協議会の合意</b>	37
<b>3.5 登録後の市町村の役割</b>	37
<b>4 有効期間の更新の登録及び変更登録</b>	39
<b>4.1 有効期間の更新の登録</b>	39
<b>4.2 変更登録等</b>	40
<b>4.2.1 変更登録</b>	40
<b>4.2.2 軽微な事項の変更</b>	42
<b>5 経過措置等について</b>	
<b>5.1 旧道路運送法80条1項ただし書きの福祉有償運送許可を受けている者</b>	44
<b>5.1.1 みなし登録</b>	44
<b>5.1.2 運転者等の要件に関する経過措置</b>	44
<b>5.1.3 運転者証の作成・自動車に関する表示等に関する経過措置</b>	45
<b>5.2 新規登録者における運転者要件等に関する経過措置</b>	45
<b>5.3 周知期間等について</b>	46

# 福祉有償運送 マニュアル

## 1 はじめに

### 1.1 はじめに

#### 1.1.1 このマニュアルの位置づけについて

近年、NPO等による福祉有償運送については、高齢化の進展や障害者の社会参加の定着を契機として、一層その需要は高まってきたている。

本県では、「福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて」（平成16年3月16日付け国自旅第240号国土交通省自動車交通局長通知、以下「旧ガイドライン」という。）に基づき平成17年7月に「福祉有償運送運営協議会マニュアル」を策定し、福祉有償運送の推進を支援してきたところである。従前、例外許可であった福祉有償運送を含む自家用自動車有償運送が、今般の道路運送法等の改正により法令上明定されたことに伴い、上述マニュアルを廃止し、NPO等による登録申請並びに市町村における運営協議会の円滑化及び適正化に資するものとし、新たに本マニュアルを策定する。

福祉有償運送関係団体には、関係法令及び本マニュアルを参考にし、タクシーを含む公共交通機関とともに、より一層、高齢者及び障害者等の移動の確保を図られるよう期待する。

#### 1.1.2 経緯

市町村やNPO法人等による自家用自動車による有償運送は、従来、旧ガイドラインによる一定の条件及び手続きのもとに、旧道路運送法第80条第1項の許可を取得して行われていた。

しかしながら、この取扱いは例外許可であり、旅客の利便や輸送の安全の確保のための措置は法令上未整備であったため、安全・安心な旅客運送サービスの普及が促進されるよう、自家用自動車による有償旅客運送に関する一般的な制度として、道路運送法の改正（平成18年10月施行）が行われ、登録制による自家用有償旅客運送の制度（道路運送法第79条の登録）が新設された。

なお、この法改正に伴い、旧ガイドラインは廃止されている。

#### 道路運送法 抜粋

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

参照 資料1 改正道路運送法（関係部分のみ）

資料2 改正道路運送法施行規則（関係部分のみ）

## 1.2 運送の種別

### 1.2.1 自家用有償旅客運送の種別

今回の制度改正により、道路運送法施行規則第49条において、運送主体及び運送の形態により以下の表のように運送の種別が区分され、それぞれの処理方針が通知で示されている。

従来は、市町村が行う福祉有償運送の手続きは、運営協議会の協議を経ずに、直接許可申請により行われてきたが、制度改正により「福祉有償運送」とは別の「市町村運営有償運送」に区分され、新たな協議組織である「地域公共交通会議」での協議が必要となった。

<b>市町村運営有償運送</b>	<p>市町村が運送主体となり、専らその区域内の住民の運送を行うもの</p> <p>①交通空白輸送 交通空白地域において、住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、市町村自らが行う輸送（路線バス等の廃止又は休止により地域住民の生活交通を確保するための輸送を含む）</p> <p>②市町村福祉輸送 市町村の住民のうち移動困難者の会員及びその付添人に限定した輸送 →「地域公共交通会議」での協議が必要</p> <p>関係通知：「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車交通局長通知）等</p>
<b>過疎地有償運送</b>	<p>NPO等が運送主体となり、過疎地域等において、当該地域内の住民の運送を行うもの →「運営協議会」での協議が必要</p> <p>関係通知：「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号自動車交通局長通知）等</p>
<b>福祉有償運送</b>	<p>NPO等が運送主体となり、<u>乗車定員11人未満の自動車</u>を使用して、移動困難者の会員及びその付添人の運送を行うもの →「運営協議会」での協議が必要</p> <p>関係通知：「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）等</p>

#### 道路運送法施行規則抜粋

(自家用有償旅客運送)

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」とい

- う。)
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

**参照 資料4 「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号自動車交通局長通知）**

**資料5 「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号自動車交通局長通知）**

**資料6 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）**

### 1.2.2 運送主体

当該運送に関する次の責任を有する者が運送主体となる。

- (1) 運行に関する計画立案を行い、その責任を有する。
- (2) 対外・対内を問わず、輸送に関する責任を有する。
- (3) 車両の支配・運用権がある。

具体的には、車検証の「使用者欄」で判断されることとなる。

#### ○自家用有償旅客運送の運送主体となり得る者

- (1) 市町村
  - (2) N P O 法人
  - (3) その他国土交通省令で定める者
- } 道路運送法第78条第2号で規定  
→ 道路運送法施行規則第48条で規定
- ①公益法人（社団法人及び財団法人）
  - ②農業協同組合
  - ③消費生活協同組合
  - ④医療法人
  - ⑤社会福祉法人
  - ⑥商工会議所
  - ⑦商工会

#### 道路運送法施行規則 抽粹

（法第七十八条第二号の者）

- 第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。
- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人
  - 二 農業協同組合
  - 三 消費生活協同組合
  - 四 医療法人
  - 五 社会福祉法人
  - 六 商工会議所
  - 七 商工会

### 1.3 登録等の対象となる輸送の範囲

#### 1.3.1 「有償」の考え方

「有償」とは、運送行為に対する報酬と認められる財物を收受することをいう。

「有償」とならない場合については、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡）で示されている。

### ○「有償」とならない場合

#### (1) 「行為に対する任意の謝礼」の收受と認められる場合

- ・運送が偶発的に行われ、金銭等の支払いが自発的に行われた場合
- ・個々の運送自体は無償で行われており、日ごろの感謝の気持ちとして任意に金銭等の支払いがあった場合

ただし、少額であっても運賃表などに従い対価を徴する場合は、下記(3)の場合を除き、有償と解される。

#### (2) 「金錢的な価値の換算が困難な財物」や「流通性の乏しい財物」の收受である場合

流通性や換金性の高い商品券や金券等などは有償とみなされ、登録等が必要である。また、「流通性の乏しい財物」とは一部の地域通貨等を想定しているが、交換可能な範囲に広く財物が含まれる場合は、実質的な金錢の支払いと判断され、有償とみなされることもある。

#### (3) 対価が実際の運送に要したガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合

#### (4)-1 市町村の事業として送迎等が実施され、それらの費用が全額市町村により賄われ、利用者が一切の負担をしていない場合

#### (4)-2 自家輸送と解される場合（「1.3.2 自家輸送について」参照）

※ 少額でも何らかの対価を收受して運送を行おうとする場合は、「有償」かどうかの個別判断が必要となるので、必ず事前に運輸支局に相談すること。

参考 資料14 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日付け自動車交通局旅客課長事務連絡）

### 1.3.2 自家輸送について

自家輸送とは、他人の需要に応じる輸送でないものをいい、介護施設等における施設利用者の送迎については、施設の業務運営が本来の業務であり、送迎はその目的を達成させるために必要な手段であると考えられる。よって、その運送行為が無償でありかつ本来の業務（事業）目的遂行と密接不可分である場合は自家輸送と判断される。無償の考え方としては、送迎に関する対価を收受しないことはもとより、施設利用料金等において送迎を利用する者と利用しない者に料金の格差がない形態をいう。前述のとおり、自家輸送については、道路運送法の登録又は許可是不要である。

通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送については、送迎の費用について介護報酬の対象とされていることから、従来どおり自家輸送とされている（短期入所生活介護及び短期入所療養介護については、送迎加算として利用者の負担があるが、送迎に関する費用が公的な介護保険制度に含まれていることから自家輸送とされている。）。ただし、自家輸送と認められるのは、あくまでも当該施設と自宅等との間の送迎のみであり、施設の車両や職員によるものでも、訪問介護と連続して患者の自宅から他の医療機関への輸送等を行う場合は登録が必要である。

なお、障害者関係施設の送迎輸送（送迎が支援費の対象となっていたもの）については、従来は、介護保険の場合と同様の取扱いとして許可是不要とされていたが、平成18年10月に施行された障害者自立支援法により、これらの送迎が支援費の対象外となったことから、その取扱いについては「引き続き検討する」とされている。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月29日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）別添1 「介護輸送に係る法的取扱いについて」抜粋

## 2. 施設介護について

施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護者等の送迎輸送については、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

また、障害者自立支援法の改正により、デイサービス事業の廃止や短期入所事業の送迎加算が廃止されたことに伴う障害福祉サービス事業者等に係る送迎輸送の取扱いについては、引き続き検討することとする。この場合において、当該送迎輸送に対して市町村が従来の送迎加算の範囲内の額（利用者負担分を含む。）を給付する場合には、当分の間、「自家輸送」として取り扱うこととし、自家用輸送であることを明確化するとともに、輸送の安全の確保・向上の観点から、運行管理体制の確保、道路運送法の許可を受けた旅客自動車運送事業者への送迎輸送の外部委託等を促進する。

**参照 資料9 「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月29日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）**

## 1.4 セダン型等一般車両の扱い

制度改正前は、福祉有償運送の場合、福祉車両以外の車両を使用しての輸送（いわゆるセダン型による輸送）は、構造改革特別区域の認定が必要であった。

今回の法改正により、特区の認定は不要となつたが、セダン型を使用する福祉有償運送については、福祉車両での輸送の場合の要件に加え、運転者等に関して更なる要件が追加されている。（「2 福祉有償運送の登録手続き」参照）

## 1.5 訪問介護事業所等が行う有償運送について

### 1.5.1 原則

訪問介護事業者が行う要介護者の輸送については、原則、道路運送法第4条の一般旅客運送事業（「福祉限定許可」もこれに含まれる）又は同法第43条の特定旅客運送事業の許可が必要となる。

※ 「福祉限定輸送」…従来の「患者等輸送限定（ケア輸送サービス）」

### 1.5.2 NPO法人等による有償要介護者輸送

NPO法人その他道路運送法施行規則第48条に定める法人等（「1.2.2 運送主体」参照）は、一定の手続き及び条件のもとで、道路運送法第79条の登録を受けて、自家用有償旅客運送を実施できる。

### 1.5.3 訪問介護事業所と契約した訪問介護員等による自家用自動車の有償運送（いわゆるヘルパー持ち込み車両）

訪問介護員等による自己所有車両等での有償運送は、当該訪問介護事業所が上記1.5.1の道路運送法第4条又第43条の許可を受けている場合、訪問介護サービスと連続して行う輸送に限定されることなど一定の条件のもとで、自家用自動車による有償運送許可（第78条第3項）を取得して実施できる。

#### 1.5.4 介護報酬について

訪問介護事業者が通院等乗降介助等のサービスを行う場合には、道路運送法の許可又は登録（上記1.5.1～1.5.3）が必要であり、これらを受けずに輸送を行う訪問介護事業者については、介護報酬の対象とされない。

「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月29日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）別添1 「介護輸送に係る法的取扱いについて」抜粋

##### 1. 訪問介護について

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条又は第43条の事業許可（一般又は特定）によることを原則とする。
- ② N P O 法人その他道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第48条に定める法人等は、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第79条に基づく登録を受けることができる。
- ③ 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ④ 訪問介護サービス等に連続して移送を行う場合は、道路運送法上の許可又は登録を求めるこことし、これらを受けずに運送を行う訪問介護事業所については、介護報酬の対象としないものとする。

なお、障害者（児）福祉サービスに係る自家用自動車を使用した有償旅客運送についても、上記①～④の方針に沿って具体的な取扱いを行うものとする。

参照 資料10 「一般旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付け国自旅第169号自動車交通局長通知）

## 2 福祉有償運送の登録の手続き

福祉有償運送の登録（道路運送法第79条の登録）の手続きは、同法第79条の2及び道路運送法施行規則第51条の2及び第51条の3に申請書の記載事項及び添付すべき書類が規定されている。また、「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知、以下「143号通知」という。）において、その取扱い及び様式が示されている。

以下、この章では申請書の記載事項及び添付書類の項目に併せ、登録の要件を説明していく。

### 道路運送法 抜粋

#### (登録の申請)

**第七十九条の二** 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
  - 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
  - 四 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の申請書には、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

### 道路運送法施行規則 抜粋

#### (申請書の記載事項)

**第五十一条の二** 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 路線又は運送の区域（過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送の区域）
- 二 事務所の名称及び位置
- 三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

#### (申請書に添付する書類)

**第五十一条の三** 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿
- 二 路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、路線図
- 三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類
- 四 市町村運営有償運送を行おうとする者にあつては、地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類
- 五 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行おうとする者にあつては、第五十一条の七に規定する運営協議会において協議が調つていることを証する書類
- 六 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 八 福祉自動車（第四十九条第三号イからニまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類
- 九 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 十 第五十一条の二十に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 十一 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 十二 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを

## 証する書類

十三 過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

## 2.1 申請書の記載事項

申請書の記載事項の取扱い及び様式が143号通知に示されている。記載事項は次のとおり。

参照 資料6 様式第1-1号：自家用有償旅客運送登録申請書

(1) 申請者の名称

(2) 申請者の住所

(3) 申請者の代表者の氏名

(4) 自家用有償旅客運送の種別

・・・「福祉有償運送」

143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋

2 登録の申請

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（申請様式第1-1号）に、(3)に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。

① 申請者の名称

② 申請者の住所

③ 申請者の代表者の氏名

④ 自家用有償旅客運送の種別

## (5) 運送の区域

運送の区域は、旅客の発地又は着地のいずれかが、運営協議会の協議が調った当該市町村の区域内にあることを要するものとされている。

なお、運営協議会の主宰者が複数市町村又は県の場合は、一概にその地域全体を「運送の区域」とするのではなく、利用者の居住地及び目的地に照らし合理的かつ団体の運行管理が適切に行える範囲としなければならず、運営協議会での協議が必要となる。（「3 運営協議会」参照）

当該団体の運送の形態が、特定の施設等と自宅間の送迎であれば、常に発地又は着地が当該施設等になるので、運送の区域は、当該施設等の所在する市町村のみとなる。運送の形態が、特定の施設等と自宅間の送迎に限られず、利用者の自宅が運送の中心になる運送を行っている場合の運送の区域は、利用者が居住するすべての市町村となる。

## 道路運送法施行規則 抜粋

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議又は運営協議会において協議により定められた市町

村を単位とする区域とする。

- 2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

2 登録の申請

(2) 登録の申請

(5) 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

(6) 事務所の名称及び位置

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

2 登録の申請

(2) 登録の申請

(6) 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

(7) 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

2 登録の申請

(2) 登録の申請

(7) 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

(イ) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車  
(ロ) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車

であってスロープ又はリフト付きの自動車

(ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

(ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

(ホ) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

(8) 運送を必要とする旅客の範囲

道路運送法施行規則第49条第3号イ（身体障害者）、ロ（要介護者）、ハ（要支援者）、ニ（その他の障害を有する者）の区分のうち、運送の対象とするものを記載する。

なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

なお、「要支援者」と「その他の障害を有する者」については、運送の対象とすることが適

当であるかどうか、運営協議会での確認が必要である。（「3 運営協議会」参照）

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

**2 登録の申請**

**(2) 登録の申請**

**⑧ 運送しようとする旅客の範囲**

(イ) 運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

(ロ) 施行規則第49条第3号イに該当する旅客にあっては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあっては介護保険被保険者証を所持する者であること。

(ハ) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であるとの確認がなされた者であること。

(二) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する旅客にあっては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、発達障害、自閉症、学習障害を含むものとする。

## 2.2 申請書に添付する書類

### 2.2.1 定款等の書類

福祉有償運送を行うことがNPO法人等の目的内であることが必要である。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

**2 登録の申請**

**(3) 添付書類**

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

**① 定款等の書類**

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿。

### 2.2.2 いわゆる欠格事項に該当しない旨を証する書類

申請者の要件として、道路運送法第79条の4第1項第1から第4号に定められた、いわゆる欠格事項に該当しない旨を宣誓した書類が必要となる。なお、宣誓はNPO法人等の代表者が他の役員を含めて宣誓することができる。

宣誓書の様式は143号通知に示されている。

**道路運送法 抜粋**

**(登録の拒否)**

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成

年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

**143号通知**（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

2 登録の申請

(3) 添付書類

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第2号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

参考 資料6 様式第2号：宣誓書

### 2.2.3 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

運営協議会の協議については「3 運営協議会」を参照。

この様式は、143号通知に示されている。

**道路運送法 抜粋**

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

**143号通知**（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

2 登録の申請

(3) 添付書類

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、運営協議会において協議が調っていることを証する書類とは、運営協議会が申請者に交付した様式第3号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

参考 資料6 様式第3号：運営協議会において協議が整っていることを証する書類

### 2.2.4 自動車についての使用権原を証する書類

#### (1) 自動車について必要な措置

利用者の移動制約等の状況に対応した福祉自動車の保有が必要である。ただし、人工透析患者、精神障害者、知的障害者のみを運送する場合には、セダン型のみの保有でも可能である。

#### (2) 必要書類

使用する自家用自動車がNPO法人等（申請者）が所有する場合は車検証。

使用する自家用自動車を他から賃借する場合は車検証及び賃貸契約書（又は使用承諾書）が必要となる。このとき、運送に関する責任がNPO法人等（申請者）にあることが明確である

必要がある。

### 道路運送法 抜粋

(登録の拒否)

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

六 申請者がその申請に係る自家用有償旅客運送に必要と認められる輸送施設の保有、運転者の確保、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な国土交通省令で定める措置を講ずると認められないとき。

### 道路運送法施行規則 抜粋

(輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置)

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有

143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知） 抜粋

2 登録の申請

(3) 添付書類

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。（中略）

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の（イ）～（亥）のいずれかに該当するものであること。

（イ）運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者にない場合を含む。）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあっては、この限りでない。

### (3) 登録後の車両の表示等

登録を受けた場合、車両には外部から見やすいように使用自動車の車体の両側面に有償運送の登録を受けた車両である旨を表示することとされている。表示事項は、①NPO法人等（運送者）の名称、②「有償運送車両」の文字、③登録番号で、文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、各文字の大きさは同一とし、縦横5センチメートル以上とされている。

また、NPO法人等（運送者）は登録証の写しを車両に備えておかなければならぬ。

### 道路運送法施行規則 抜粋

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

一 名称

二 「有償運送車両」の文字

三 登録番号

2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。

一 横書きであること。

二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること。

3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）抜粋**

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(7) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

## 2.2.5 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

### (1) 運転者の要件

運転者の要件は、道路運送法施行規則第51条の16に規定されている。要件は次のとおり。

- ・普通第二種免許を有していて、かつ効力が停止されていない。

あるいは

- ・普通第一種免許を有している者で、

過去2年以内に免許停止処分を受けていない、かつ

国土交通大臣の認定する講習を受講している者 又は

それに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること

### ○国土交通大臣の認定する講習について

講習の内容については、通知（「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号自動車交通局長通知、以下「186号通知」という。）が示されている。※県内で認定を受けている講習は、平成18年11月現在なし。

### ○認定講習受講に準ずるものとして大臣が認める要件

186号通知において、「社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること」とされている。社団法人全国乗用自動車連合会、財団法人全国福祉輸送サービス協会、社団法人シルバーサービス振興会の3団体が実施主体となり、財団法人総合健康推進財団が運営主体となって、「ケア輸送サービス従事者研修」が実施されている。研修は、通信教育（レポート3回）及び集合研修（8時間×3日）で、受講料金は50,000円である。詳しくは「財団法人総合健康推進財団」のホームページ（<http://www.soukensui-kikaku.com/kenshu/40/4020/>）を参照。

なお、運営協議会での協議時に、研修未受講の運転者がいる場合は、研修受講の具体的予定について記載すること。また、その運転者は研修を修了するまで運転できない。

また、免許停止期間の「過去2年以内」については、運営協議会でそれより長い期間とすることができます。（「3 運営協議会」参照）

### (2) 必要な書類

- ・運転者就任承諾書（様式は143号通知に示されている）

- ・運転免許証の写し

<第一種免許の場合>

- ・自動車安全運転センターで発行する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書（証明書発行の申請方法は、センター（運転免許センター内）に直接申し込む方法と申請申込用紙により郵便局から振込請求する方法がある。費用は700円。詳しくは、「自動車安全運転センター」のホームページ（<http://www.jsdc.or.jp/shoumei/index.html>）参照）
- ・認定講習（又はケア輸送サービス従事者研修）の修了証

**道路運送法施行規則 抜粋**

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知） 抜粋**

2 登録の申請

(3) 添付書類

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類  
施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

(4) 登録の実施

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であつて、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であるとの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年末満の期間とすることはできないものとする。

**「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号自動車交通局長通知） 抜粋**

（別紙1）道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う

## 講習の認定要領について

## 第5 認定基準

2 施行規則第51条の16第4項の規定による福祉有償運送運転者講習の認定の基準は次のとおりとする。

(6) 講習の内容は、次の各号に定めるもの以上であること。

## ① 関係法令等に関する講義（五十分）

安全ルールの遵守等道路交通法、道路運送法その他の福祉有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識等に関すること。

## ② 安全・安心な運行と緊急時の対応に関する講義（五十分）

日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法等に関すること。

## ③ 運転方法に関する講義（五十分）

安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等に関すること。

## ④ 障害の知識及び利用者理解に関する講義（五十分）

障害についての知識及び利用者理解に関すること。

## ⑤ 基礎的な接遇技術及び介助技術に関する講義（百二十分）

基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術に関すること（演習を含む。）。

## ⑥ 福祉自動車の特性に関する講義（六十分）

多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法等に関すること（演習を含む。）。

## ⑦ 福祉自動車の運転方法等に関する演習（受講者一人当たり二十分）

福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関すること。

（別紙2）道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第1 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

2 福祉有償運送の業務を行う者にあっては以下のとおりとする。

社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること。

**参考 資料1 6 「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」**  
 （平成18年9月29日付け国自旅第186号自動車交通局長通知）

**資料6 様式第4号：運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿**

## (3) 登録後の運転者台帳及び運転者証の整備

登録を受けた場合、NPO法人等（運送者）は、運転者の氏名、生年月日、住所、免許の種類、講習の履歴等を記載した運転者台帳を運転者ごとに作成しなければならない（道路運送法施行規則第51条の19）。143号通知にその参考様式が示されている。

また、運転者の氏名、運転者の要件として必要な講習の修了等を記載した運転者証をNPO法人等（運送者）において作成し、車内のダッシュボード付近に掲示するか、それらの必要事項を記載した身分証明書を発行し、旅客に見やすいように運転者に携行させなければならない。運転者証の参考様式も143号通知に示されている。

**道路運送法施行規則 抜粋**

（運転者台帳及び運転者証）

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

- イ 運転免許証の番号及び有効期限
  - ロ 運転免許の年月日及び種類
  - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項
- 六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
- 七 運転者の健康状態
- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。
- 3 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるとときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。
- 一 作成番号及び作成年月日
  - 二 自家用有償旅客運送者の名称
  - 三 運転者の氏名
  - 四 運転免許証の有効期限
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

**3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保**

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

**(4) 運転者台帳及び運転者証の整備**

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第木号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第へ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

**参照 資料6 参考様式第木号：運転者台帳  
資料6 参考様式第へ号：運転者証**

**(4) 登録後、事故を起こした運転者についての措置**

登録後、運転者が、重大事故（死亡事故又は11日以上の医師の治療を要する負傷者を出した事故など）を起こした場合や道路交通法違反で運転免許停止以上の処分を受けることになった場合は、独立行政法人自動車事故対策機構（旧自動車事故対策センター）が行う適性診断（特定診断I又はII）を、NPO法人等（運送者）は運転者に受けさせなければならない。

※適性診断の内容については、「旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項の規定に基づく旅客自動車運送事業者が運転者に受けさせなければならない適性診断」（平成14年国土交通省告示第45号）及び「独立行政法人自動車事故対策機構」ホームページ（<http://www.nasva.or.jp/>）を参照

**道路運法施行規則 抜粋**  
(自家用有償旅客運送自動車の運転者)

**第五十一条の十六**

- 2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又

は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。

#### 自動車損害賠償保障法施行令 抜粋

（保険会社の仮渡金の金額）

第五条 法第十七条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

一 (略)

二 次の傷害を受けた者 四十万円

イ 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの

ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの

ハ 大腿又は下腿の骨折

ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの

三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 二十万円

イ 脊柱の骨折

ロ 上腕又は前腕の骨折

ハ 内臓の破裂

ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの

ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害

四 十一日以上医師の治療を要する傷害（第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 五万円

#### 旅客自動車運送事業運輸規則 抜粋

（乗務員の監督）

##### 第三十八条

2 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならない。

##### 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

##### 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診されること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

## 2.2.6 セダン型を使用する場合の運転者及び乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

### (1) 運転者又は乗務員の要件

セダン型を使用する場合については、2.2.5の運転者要件のほか、以下の要件を備えた者を運転者又は（運転者以外の）乗務員として乗務させなければならない（道路運送法施行規則第51条の16第3項）。要件は次のいずれかに該当する者。

・介護福祉士

- ・国土交通大臣の認定する講習を受講している者
- ・それに準ずるものとして大臣が認める要件を備えていること

#### ○国土交通大臣の認定する講習について

講習の内容については、186号通知で示されている。※県内で認定を受けている講習は、平成18年11月現在なし。

#### ○認定講習受講に準ずるものとして大臣が認める要件

186号通知において、「社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること」とされている。内容等は2.2.5(1)を参照。

#### (2) 必要な書類

- ・介護福祉士である場合…介護福祉士登録証
- ・認定講習（又はケア輸送サービス従事者研修）の受講の場合…修了証
- ・（運転者以外の乗務員を乗務させる場合）乗務員の就任承諾書兼就任予定乗務員名簿  
(様式は2.2.5の運転者就任承諾書に含まれている)

#### **道路運送法施行規則 抜粋**

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者及び福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の十六第三項に規定する運転者その他の乗務員の確保

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

#### 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知） 抜粋

##### 2 登録の申請

###### (3) 添付書類

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第8号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

#### 「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」（平成18年9月29日付け国自旅第186号自動車交通局長通知） 抜粋

##### (別紙1) 道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領について

###### 第5 認定基準

3 施行規則第51条の16第4項の規定によるセダン等運転者講習の認定の基準は、次のとおりとする。

(6) 福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解及び乗降

介助等の対応に関する講義及び演習（五十分の講義及び受講者一人当たり二十分の演習）  
 （別紙2）道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。  
 第2 施行規則第51条の16第3項第3号に規定する同項第1号及び第2号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件  
 社団法人全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修を受講した者であること。

参考 資料16「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」  
 （平成18年9月29日付け国自旅第186号自動車交通局長通知）

資料6 様式第4号：運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

## 2.2.7 運行管理責任者及び運行管理体制を記載した書類

### （1）運行管理責任者の選任と運行管理体制の整備

運行管理体制については、運行管理責任者を定めるとともに、運行に関する指揮命令系統について明確にする必要がある。（道路運送法施行規則第51条の17）

5台以上の車両の運行を管理する事務所においては、事務所ごとに一定の資格要件のある運行管理責任者を一定人数、選任しなければならない（5台以下の事務所においては、資格要件のある責任者を選任する必要はないが、運行管理責任者は定め、運行管理体制を整備する必要がある）。

#### ※道路運送法第23条第1項に定める「運行管理者」を選任する場合

##### 【選任数】

車両数を40で除して得た数（小数点以下切捨て）に1を加えた数以上

→車両39台まで1人、79台まで2人…、40台ごとに1人追加した数以上

##### 【要件】

- ・道路運送法の「運転管理者」であること

国土交通省ホームページ「自動車運送事業の運行管理者になるには」([http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/truck/truck\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kokkasiken/truck/truck_.html))を参照。

#### ※道路運送法施行規則第51条の17第2項に定める者を選任する場合

##### 【選任数】

車両数を20で除して得た数（小数点以下切捨て）に1を加えた数以上

→車両19台まで1人、39台まで2人…、20台ごとに1人追加した数以上

##### 【要件】

- ・道路運送法の「運行管理者」の受験資格を有する者（第1号該当）
- …事業用自動車の運行の管理に関し1年以上の実務経験を有する者又は実務の経験に代わる講習（独立行政法人自動車事故対策機構が行う基礎講習）を修了した者

又は

- ・道路交通法の「安全運転管理者」の要件を備える者（第2号該当）
- …20歳以上の者であること かつ
  - ・自動車の運転の管理に関し2年（自動車の運転管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあっては1年）以上実務経験を有する者で、次のいずれにも該当しない者

- ・過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者
- ・過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者
  - ・いわゆるひき逃げ、酒酔い運転、麻薬等運転、無免許運転、
  - ・酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認
  - ・自動車使用制限命令違反

## (2) 必要な書類

- ・運行管理責任者就任承諾書（様式は143号通知に示されている）
- ・運行管理の体制等を記した書類（様式は143号通知に示されている）
- ・車両が5台以上の場合、道路運送法施行規則に定める資格要件を備えることを証する書類
  - ・道路運送法の「運行管理者」の場合…運行管理者資格者証
  - ・「運行管理者」の受験資格を有する者である場合
    - …実務経験を証する書類又は基礎講習修了証
  - ・道路交通法の「安全運転管理者」の要件を備える者である場合
    - …実務経験を証する書類及び運転記録証明書（自動車安全運転センター発行）

### 道路運送法施行規則 抜粋

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

#### 三 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備

（運行管理）

第五十一条の十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所にあつては、当該事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者の中から、当該事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
- 二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項に規定する要件を備える者
- 三 國土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

### 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

#### 2 登録の申請

##### （3）添付書類

###### ⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

#### 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

##### （2）運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

参照 資料6 様式第5号：運行管理責任者就任承諾書  
 資料6 様式第6号：運行管理体制等を記した書類

### (3) 運行管理責任者の責務

運行管理責任者は、運転者等の管理、点呼の記録及び保存、乗務記録の保存、運転者台帳の作成（2.2.3(3)参照）、事故の記録及び保存（2.2.9参照）などの責務を負う（道路運送法施行規則第51条の17第3項）。

#### 道路運送法施行規則 抜粋 (運行管理)

##### 第五十一条の十七

- 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
  - 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
  - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
  - 四 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第一項の規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存すること。
  - 五 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、次条第二項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
  - 六 第五十一条の十九第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
  - 七 第五十一条の二十一第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
  - 八 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

### (4) 点呼及び乗務記録について

運行管理者は、前述のとおりいわゆる始業点呼（安全な運転のための確認）及び乗務記録の作成についても責任を負う（参考様式が143号通知に示されている）。

点呼については、対面での確認が原則であるが、それが物理的に困難な場合において（例えば、泊のある行程における2日目の始業点呼等）は、電話により必要な確認、指示を確實に実施できる体制を整備しなければならない。

なお、点呼に関する記録及び乗務記録については1年間の保存義務がある。

#### 道路運送法施行規則 抜粋

##### (安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- 四 道路交通法第七十二条第一項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合

にあつては、その概要及び原因

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

**3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保**

**(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施**

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

参照 資料6 参考様式ハ号：安全な運転のための確認表

資料6 参考様式二号：乗務記録

### 2.2.8 整備管理責任者及び整備管理体制を記載した書類

**(1) 整備管理責任者の選任と整備管理体制の整備**

整備管理責任者（要件は特になし）を定めるとともに、整備管理に関する指揮命令系統について明確にする必要がある（道路運送法施行規則第51条の20）。

**(2) 必要な書類**

- ・整備管理の体制等を記した書類（様式は「運行管理体制を記した書類」に含まれている）

**道路運送法施行規則 抜粋**

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

四 第五十一条の二十に規定する整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備（整備管理）

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

**2 登録の申請**

**(3) 添付書類**

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理体制等を記した書類とする。

参照 資料6 様式第6号：運行管理体制等を記した書類

### 2.2.9 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

**(1) 事故発生時対応責任者の選任と連絡体制の整備**

事故発生時の対応責任者について定めるとともに、連絡体制の整備をしておく必要がある。

このとき、NPO法人等（申請者）内部の責任者及び連絡体制だけではなく、NPO法人等

所在市町村等への連絡体制及び当該市町村等の連絡窓口についても明確にしておく必要がある。

なお、事故発生記録の様式については、143号通知に参考様式が示されており、2年間の保存義務がある。

## (2) 必要な書類

- ・事故発生時の連絡体制等を記した書類（様式は「運行管理体制を記した書類」に含まれている）

### **道路運送法施行規則 抜粋**

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

五 第五十一条の二十一第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備  
(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならぬ。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

2 登録の申請

(3) 添付書類

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

3 輸送の安全及び旅客の利便の確保

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

参照 資料6 様式第6号：運行管理体制等を記した書類

## (3) 重大な事故を引き起こした場合の報告

### **道路運送法 抜粋**

（事故の報告）

第七十九条の十 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

**自動車事故報告規則 抜粋**

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

二 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号 又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたもの

三 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの  
イ 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物  
ロ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類  
ハ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス  
ニ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物  
ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十号）別表第二に掲げる毒物又は劇物

ト 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第四十七条第一項第三号に規定する品名の可燃物

四 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの

五 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの

六 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなったもの

七 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

(報告書の提出)

第三条 …自家用有償旅客運送事業者…は、その使用する自動車（…）について前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第六号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

一 当該自動車の自動車検査証の有効期間

二 当該自動車の使用開始後の総走行距離

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施工工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称（前後左右の別がある場合は、前進方向に向かつて前後左右の別を明記すること。）

五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の走行距離

六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況

七 当該部品の製作者（製作者不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所  
(速報)

第四条 …自家用有償旅客運送事業者…は、その使用する自動車（…）につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適當な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

参照 資料17 様式：自動車事故報告書

**2.2.10 損害賠償措置を講じていることを証する書類****(1) 損害賠償措置の要件**

損害賠償措置の要件については、告示（「自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動

車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」（平成18年国土交通省告示第1171号）において定められている。

福祉有償運送を行おうとするすべての自動車に関し、次の要件を満たす保険に加入又は加入計画がある必要がある。

- ①損害賠償限度額が対人8000万円、対物200万円以上であること。
- ②自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと。
- ③期間中の支払額に制限がないこと。

なお、自家用自動車用の保険に加入している場合、保険会社によっては、福祉有償運送中の事故を免責としている場合もある（②はそれを排除するため規定されているもの）。福祉有償運送中の事故についても、保証の対象である旨、NPO法人等（申請者）において、保険会社から文書で回答をとっておくことが望ましい。

## （2）必要な書類

- ・保険証書の写し等（又は契約申込書の写し、見積書等）  
(上記の書類が添付できない場合は143号通知に定める宣誓書)

### 道路運送法施行規則 抜粋

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

第五十一条の九 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。

六 第五十一条の二十二に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

（損害を賠償するための措置）

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

### 自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成18年国土交通省告示第1171号） 抜粋

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「施行規則」という。）第五十一条の二十二の告示で定める基準は、次のいずれかの要件に該当するものとする。

一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律第百五号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。

（中略）

イ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき八千万円以上を限度額としてん補することを内容とするものであること。

ロ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該自家用有償旅客運送自動車を除く。）の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一事故につき二百万円以上を限度額としてん補することを内容とするものであること。

ハ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

ニ 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

ホ 自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあっては、すべての自家用有償旅客運送自動車について契約を締結すること。

二 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。（中略）

イ 前号（ハを除く。）に掲げる要件に適合すること。

ロ 共済期間中の共済金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

## 号自動車交通局長通知)) 抜粋

## 2 登録の申請

## (3) 添付書類

(10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

## 3 輸送の安全及び旅客の利便の確保

## (6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

## 参照 資料6 様式第9号：宣誓書

## 2.2.11 運送しようとする旅客の名簿

運送しようとする旅客については、道路運送法施行規則第49条第3号に定めるいわゆる「移動困難者」でなければならない。NPO法人等（申請者）は、それを確認し、個人情報保護の観点をも含め、適正に名簿管理を行わなければならない。

143号通知に「旅客の名簿」及び「身体状況等、態様ごとの会員数」に関する参考様式が示されている。通知ではいずれかとなっているが、旅客の管理及び運営協議会での協議に鑑み、両方作成しておくことが望ましい。

また、運送を必要とする理由が「要支援者」又は「その他の障害を有する者」である場合は、特に運送を必要とする理由（その者の身体状況等）を「旅客の名簿」の備考欄に記載しておくことが望ましい。（運営協議会の協議事項であるため、「3 運営協議会」参照）

## 道路運送法施行規則 抜粋

## (旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 氏名

二 住所

三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由

四 その他必要な事項

## 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知)) 抜粋

## 2. 登録の申請

## (3) 添付書類

## (11) 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものと含む。）又は参考様式第ロ号に定める会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類のいずれかとする。

## 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

## (8) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

参考 資料6 参考様式第イ号：旅客の名簿

資料6 参考様式第口号：身体状況、態様ごとの会員数

## 2.3 その他必要な事項について

### 2.3.1 対価の掲示等

旅客から收受する対価は、運営協議会で協議される（「3 運営協議会」参照）。

対価については、旅客に対し、あらかじめ書面の提示等の方法により説明しなければならない。対価を変更するときも同様である。（道路運送法施行規則第51条の14）

#### 道路運送法施行規則 抜粋

（旅客から收受する対価の掲示等）

#### 第五十一条の十四

2 過疎地有償運送及び福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、旅客から收受する対価を、あらかじめ、旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

### 2.3.2 苦情処理体制の整備について

NPO法人等（申請者）においては、苦情処理体制を整備しておく必要があり、苦情の記録については1年間の保存義務がある（道路運送法施行規則第51の26）。

なお、苦情処理体制については、143号通知に示されている「運行管理体制等を記した書類」に併せて記載する。「苦情処理簿」は、参考様式が143号通知に示されている。

#### 道路運送法施行規則 抜粋

（苦情処理）

第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

#### 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋

#### 3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

##### （9）苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第チ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

参考 資料6 参考様式第チ号：苦情処理簿

### 2.3.3 輸送実績報告書の提出について

登録を受けたN P O 法人等は、年度（4月1日から3月31日まで）の輸送実績について、毎年5月31日までに運輸支局長に報告しなければならない。

#### 旅客自動車運送事業等報告規則 抽粹

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第二条の二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第五号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

参考 資料18 様式：自家用有償旅客運送輸送実績報告書

### 3 運営協議会

#### 3.1 運営協議会

##### 3.1.1 運営協議会の目的

道路運送法第79条の4第5項で、地域の関係者の合意がないとき（運営協議会の協議が調っていないとき）は、国土交通大臣は登録を拒否しなければならない旨、規定されている。

運営協議会は、①福祉有償運送の必要性、②運送の区域、③旅客から收受する対価、④運送しようとする旅客の範囲を協議し、⑤その他必要と認められる措置について確認を行うために設置されるものである。

なお、運営協議会の運営等については、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（運営協議会の設置及び運営に関するガイドライン）」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知、以下「運営協議会ガイドライン」という。）が示されている。

##### 道路運送法 抜粋

（登録の拒否）

第七十九条の四 国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

五 申請に係る自家用有償旅客運送に關し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

##### 道路運送法施行規則 抜粋

（法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき）

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調っていないときとする。

##### 運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知）） 抜粋

###### 1. 運営協議会の目的

運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送の必要性、旅客から收受する対価その他の自家用有償旅客運送を実施するに当たり必要となる事項を協議するため設置するものとする。運営協議会は、過疎地有償運送及び福祉有償運送が地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に寄与するよう自家用有償旅客運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとする。

##### 3.1.2 運営協議会の開催が必要であるとき

運営協議会の開催が必要な場合は以下のとおり。

- (1) 新規に登録の申請を行うとき（道路運送法第79条の2）
- (2) 有効期間の更新の登録を行うとき（同法第79条の6）
- (3) 変更登録を受けようとするとき（軽微な変更除く）（同法第79条の7）
- (4) 重大な事故・違反行為等があった場合（3.5参照）

### 3.2 運営協議会の設置と運営

#### 3.2.1 運営協議会の設置

### (1) 運営協議会の設置

運営協議会は、原則として一の市町村が主宰するとされているが、交通圏、経済圏等を勘案し、複数の市町村、都道府県の主宰も認められている。

宮城県では、運営協議会の設置主体については、対象者の状況、NPO等の活動実態及び地域における交通の状況等を把握している市町村が最も適していると考えられることから、市町村設置又は複数市町村による共同設置を原則としている。

なお、宮城県においては、宮城県福祉有償運送運営協議会（平成17年度までは調整推進会議）を設置しており、運送の区域が複数の広圏域にまたがる場合等で、かつ県が必要と認めた場合、県の運営協議会で協議できるものとしている。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

#### 2. 運営協議会の設置及び運営

(1) 運営協議会は、原則として1つの市町村（特別区を含む。以下同じ。）を単位として設置するものとする。

ただし、地域の経済圏、交通圏等を勘案し複数の市町村又は都道府県単位で設置することを妨げない。都道府県単位で運営協議会を設置しようとする場合には、都道府県の区域を交通圏、経済圏等を勘案したブロックに分割し、それぞれのブロックごとの分科会形式などにより開催することが望ましい。この場合において、分科会の構成員、運営方法等は運営協議会に準ずるものとする。

**参考 資料8 「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知）**

### (2) 旧ガイドラインによる運営協議会と新制度による運営協議会の関係

県内には、既に旧ガイドラインにより、市町村設置又は複数市町村の共同設置による運営協議会が9つ設置されている（平成18年10月現在）。

道路運送法施行規則等において、運営協議会について規定されており、運営協議会ガイドラインにおいてモデル要綱が示されているが、既存の運営協議会及びその要綱を否定するものではない。ただし、運営協議会の構成員については、道路運送法施行規則第51条の8第1項第1号から第6号までに定める者を、全員構成員としなければならず、既存の協議会に足りない者がいる場合は、下記(3)※の場合を除いて委員に追加する必要がある。

### (3) 運営協議会の構成員等

道路運送法施行規則第51条の8に構成員等について規定されている。それぞれの者についての必要数は定められていないが、選任に当たっては、特定の者に偏らないようバランスに留意する必要がある。

#### ①原則必ず置かなければならない者

- ・関係する自治体の長又はその指名する職員
- ・一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者等）及びその組織する団体
- ・住民又は福祉有償運送の利用が想定される旅客
- ・地方運輸局長（地方運輸支局長）又はその指名する職員
- ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- ・当該市町村の区域内において福祉有償運送を行っているNPO法人等（※申請者であるNPO法人等を構成員とするのは不適切。）

これらの委員は省令で定められているため、原則、必ず置かなければならないが、該当者が区域内にいない場合、又は、就任を依頼したが不承諾となった場合等は置かないことがで

きる。

②必要がある場合、加えることができる者

- ・学識経験者
- ・その他必要があると認められる者

③申請者の意見聴取について

申請者の意見については、事前又は運営協議会において聴取しなければならない。

#### **道路運送法施行規則 抜粋**

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる
  - 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

#### **運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知）） 抜粋**

##### 4. 運営協議会の構成員

- (1) 運営協議会の構成員は、施行規則第51条の8第1項に掲げる者とする。ただし、同条第2項の規定により、地域の実情により構成員に上記以外の者を加えることができる。
- (2) 構成員を選任し、又は変更するに当たっては、運営協議会の公正・中立な運営を行えるよう、施行規則第51条の8第1項各号に掲げる構成員ごとのバランスに留意し、特定の者に偏らないよう配慮する。
- (3) 申請者に対しては、運営協議会を主宰する地方公共団体が事前に意見の聴取を行うか、又は、運営協議会（幹事会を含む。）に申請者を参加させ、運送する旅客の範囲、対価、運送の頻度等の有償運送の活動内容及び申請に関する意見を述べさせることとするか、いずれかの措置を講ずるものとすること。ただし、当該申請者が運営協議会に参加する場合にあっては、自らが行う有償運送の可否の議決には加わることはできないものとする。

#### **参考 資料8 運営協議会モデル要綱（運営協議会ガイドライン 別添1）**

### 3.2.2 運営協議会の運営（市町村の役割）

市町村は、運営協議会事務局として、次のような事務を行う。

#### (1) 運営協議会の事務

（共同設置の場合は、要綱等で事務局を担当することになった市町村が行う）

##### ①運営協議会委員の選任と委嘱

##### ②会議の開催等

- ・資料の整備、委員への事前送付
- ・会場確保、委員及び申請者への開催通知、開催に関する広報
- ・会場設営、資料配布、傍聴者対応、議事運営
- ・議事録の作成並びに委員への送付及び公開

③協議が調った後

- ・運営協議会においての協議が調ったことを証する書類の発行  
(様式は143号通知に定められてる)

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

5. 運営協議会の合意

(2) 運営協議会で協議が調った場合の措置

運営協議会は、下記(3)①から③までに掲げる事項を協議し、協議が調った場合には、施行規則第51条の3第4号に規定する合意が存することを証する書類を、申請者に対し交付するものとする。

**参考 資料6 様式第3号：運営協議会において協議が調ったことを証する書類**

(2) 申請NPO法人等との調整

(共同設置の場合は、NPO法人等（申請者）所在市町村が行うことが望ましい)

①事前調整

- ・申請書案の作成の指導

申請しようとするNPO法人等（申請者）に、申請の要件及び様式について説明し、申請書案の作成の指導を行う。なお、申請書案については当該市町村でチェックした後、NPO法人等（申請者）と当該市町村との双方で、宮城運輸支局輸送課から事前指導を受けすることが望ましい。

②運営協議会での説明

運営協議会においては、申請書案について事務局説明を行う。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

2. 運営協議会の設置及び運営

(2) 運営協議会は、地方公共団体の長が主宰するものとする。また、複数市町村が合同で主宰する場合及び都道府県が主宰する場合は、都道府県及び関係市町村がそれぞれ担当の窓口を定めるとともに、運営において重要な事項については関係市町村及び都道府県の協議により決定するなど、緊密な連携と適切な役割分担のもと円滑な運営が確保されるよう努めるものとする。

(3) 運営協議会の会長は、必ずしも地方公共団体の職員のみでなく、運営協議会の構成員の中から互選により選任することもできるものとする。また、運営協議会の要綱に定めることによって、副会長その他運営に必要な役員を置くこと及び運営協議会委員の任期を定めることができるものとする。

(4) 運営協議会を設置した地方公共団体は、設置した旨を公表するものとする。

(5) 運営協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(6) 運営協議会は、必要と認める場合には、運営協議会の下に幹事会をおくことができるものとする。幹事会は、申請内容の事前審査、運営協議会の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）を審査し、幹事会において審査した事項について運営協議会に報告するものとする。

### 3.3 運営協議会の協議事項

#### ○運営協議会の協議に必要な資料

運営協議会の協議に必要な資料は概ね次のとおりと考えられる。

### ①運営協議会協議事項概要

NPO法人等（申請者）又はNPO法人等所在市町村等で作成する。関係通知等に定めはないが、協議をスムーズに行うため、準備することが望ましい。

### ②登録申請書案

NPO法人等が作成し、市町村において、個人情報に関する部分については非開示の処理（墨塗）を行う。非開示の基準は各市町村の判断によるが、運転者や運行管理者などのNPO法人等（申請者）側に関する情報については、協議に必要なことも考えられるので非開示にする際は注意が必要である。

### ③運送の必要性を判断するため資料(3.3.1参照)

### ④対価に関する資料(3.3.3参照)

なお、旧ガイドラインにあった「市町村からの協力依頼文書」については、新制度では必要書類としていない。

**参考 資料19 様式：NPO等による福祉有償運送に係る道路運送法第79条第2項による登録申請協議事項概要（宮城県様式第1号）**

**資料20 様式：区域内における移動制約者と公共交通機関の状況及び福祉有償運送の必要性の判断（宮城県様式第2号）**

**資料21 様式：運送の対価のタクシー料金との比較表（宮城県様式第3号）**

### 3.3.1 必要性の判断

#### (1) 運営協議会に提供すべき情報

運営協議会ガイドラインに示されている事項は次のとおり。

- ①当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- ②当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動困難者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- ③福祉タクシー券の利用状況
- ④NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- ⑤その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

#### (2) 必要性判断の基本的考え方

運営協議会ガイドラインでは、「タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。」としており、運営協議会の判断を尊重することになる。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

#### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

運営協議会においては、次の（1）～（5）に掲げる事項について、それぞれ各号に掲げる事項に留意しつつ、具体的な協議を行うものとする。協議が調った事項を変更しようとする場合も同様とする。協議に当たっては、主宰者は、自家用有償旅客運送を行おうとする者（有効期間の更新の登録、変更登録を行おうとする者を含む。以下「申請者」という。）に対し、協議に必要な資料の提出を求めることができるものとする。

##### (1) NPO等による自家用有償旅客運送の必要性

NPO等による自家用有償旅客運送は、タクシー等の公共交通機関のみによっては、身体障害者や要介護者等の移動制約者又は交通空白地における住民に対する十分な輸送サービスの確保が困難であると認められる場合において、それらを補完するための手段として、当該地域における必要性が認められるものでなければならない。必要性の判断に当た

つては、以下に掲げる事項に十分留意しつつ、地域の関係者からなる運営協議会において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため責任ある議論が行われることが求められる。

#### ① 福祉有償運送について

当該地域におけるNPO等による福祉有償運送の必要性が認められる場合とは、タクシー事業者等による福祉輸送サービスが実施されていないか又は直ちに提供される可能性が低いと認められる場合、地域に福祉輸送サービスを実施しているタクシー事業者等は存在するものの移動制約者の需要量に対して供給量が不足していると認められる場合があり得るが、具体的には地域の実情に応じて運営協議会において適切に判断されることが必要である。

以上の点を協議・判断するため、当該地域における次に掲げる資料を用いて協議を行うことが望ましい。

- (イ) 当該地方公共団体の区域における要介護者、身体障害者その他の移動制約者の状況
- (ロ) 当該地方公共団体の区域におけるタクシーの台数、福祉タクシーの台数及びこれら福祉タクシーを含む公共交通機関が行う移動制約者の輸送の状況（今後の実施予定も含む。）
- (ハ) 福祉タクシー券の利用状況
- (ニ) NPO等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況
- (ホ) その他協議・判断を行うに当たって必要と認められる資料

### 3.3.2 運送の区域

運送の区域は、旅客の発地又は着地のいずれかが、運営協議会の協議が調った当該市町村の区域内にあることを要するものとされている。

なお、運営協議会の主宰者が複数市町村又は県の場合は、一概にその地域全体を「運送の区域」とするのではなく、利用者の居住地及び目的地に照らし合理的かつ団体の運行管理が適切に行える範囲としなければならず、運営協議会での協議が必要となる。（2.1(5)参照）

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

#### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

##### (2) 運送の区域

運送の区域は、運営協議会において協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

### 3.3.3 旅客から收受する対価

旅客から收受しようとする対価については、道路運送法施行規則第51条の15に定められているとともに、その基準について、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号自動車交通局長通知）が示されており、これに基づき協議することとなる。

通知の主な内容は以下のとおり。

- ・「運送の対価」は当該地域のタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること。
- ・複数乗車の場合は、当該自動車の乗車定員数（又は平均乗車人員）×1人当たりの単価が、タクシー運賃と比較して概ね1/2の範囲内であること。

（旅客から收受する対価の基準）

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとお

りとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあっては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていてこと。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

#### (3) 旅客から收受する対価

NPO等が実施する自家用有償旅客運送において、旅客から收受しようとする対価が、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の15各号の規定及び関係通達（「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」平成18年9月15日付け、国自旅第144号）の規定に基づき、適切な実費に基づく営利に至らない範囲で定められているものと認められること。この場合において、申請者に對し、旅客から收受する対価の額等について、議論のために必要となる資料の提出を求めるとともに、設定しようとする対価について、必要に応じ申請者から説明等を聴取するものとする。

**参照 資料7 「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号自動車交通局長通知）**

### 3.3.4 運送しようとする旅客の範囲

(1) 「要支援者」及び「その他の障害を有する者」が移動困難者であることの確認について  
道路運送法施行規則第49条第3号においては、「身体障害者」、「要介護者」、「要支援者」、「その他の障害を有する者」のうち、いわゆる移動困難な者を旅客の対象としている。

このため、「要支援者」及び「その他の障害を有する者」については、福祉有償運送の対象とする妥当性について、運営協議会において確認されなければならない。（「身体障害者」及び「要介護者」が移動困難者であることの確認については、143号通知及び運営協議会ガイドラインでは、触れていない。）

運営協議会ガイドラインには確認方法の例が示されているが、具体的には「要支援者」及び「その他の障害を有する者」についての具体的身体状況を、2.2.11の旅客名簿に併せて記載するなどの方法が考えられる。

なお、運営協議会での協議事項は、その者の身体状況等が移動困難と認められるかどうかであり、その者個人が、「身体障害者」等かどうかの確認については、事務局で確認する必要があると考えられる。

#### (2) 複数乗車の必要性の認定と安全のための措置について

福祉有償運送は原則個別輸送であるが、透析患者等や知的障害者等の複数乗車については、運営協議会でその必要性が認められた場合にはこれを行うことができる。この場合の協議事項は次のとおり。

- ・対価（3.3.3参照）
- ・輸送の安全を確保するために必要と認められる措置  
(添乗者の同乗や車いす固定装置の装備など)

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

#### (4) 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客の範囲が、有償運送の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものとなっていること。

##### ① 福祉有償運送の場合

イ) 運送しようとする旅客（付添人を除く。）が、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、単独では公共交通機関を利用する事が困難な身体障害者、要介護者、要支援者、その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者であって、申請者の団体において会員登録を受けた者又は受ける予定の者であることを要する。

このため、申請者に対しては、当該会員（会員となる予定の者を含む。以下同じ。）の障害等の態様を記載した書類の提出を求め、施行規則第49条第3号ハ及びニに規定する者が運送を利用する会員となっている場合には、運営協議会において、当該会員の移動制約の状況を踏まえ、運送の対象とすることの妥当性等の確認を行うこと（申請者に当該会員の具体的な身体状況等の説明を求める、身体状況について運営協議会の事務局が予め聴取した上でその内容を運営協議会に報告する、運営協議会の下に判定委員会を設置し、当該判定委員会において運送の対象とすることの適否について審査する等の方法が考えられる。）。

ロ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアによる個別輸送が原則であるが、運営協議会での必要性が認められた場合にあっては、透析患者の透析のための輸送等について、1回の運行で複数の当該会員の運送（以下「複数乗車」という。）を行うことができる。運営協議会は、複数乗車を認めることとした場合においては、当該会員から收受しようとする対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて協議しなければならない。また、運送する旅客の障害の態様等から輸送の安全を確保するために必要と認められるときは、添乗者を同乗させること、福祉車両を使用する場合にはそれぞれの旅客に対応した車いす固定装置が装備されていることなど、申請者に対して輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 3.3.5 その他必要と認められる措置の確認

運営協議会において、以下の事項について、道路運送法施行規則で定める要件（「2 福祉有償運送の登録の要件」参照）が確保されているかどうか確認する。

- (1) 自家用自動有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数 → 2.2.4 参照
- (2) 運転者に求められる要件 → 2.2.5 及び 2.2.6 参照
- (3) 損害賠償措置 → 2.2.10 参照
- (4) 運行管理の体制 → 2.2.7 参照
- (5) 整備管理の体制 → 2.2.8 参照
- (6) 事故時の連絡体制 → 2.2.9 参照
- (7) 苦情処理体制 → 2.2.12 参照
- (8) その他必要な事項

#### 運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋

##### 3. 協議を行うに当たっての具体的指針

##### (5) その他必要と認められる措置

運営協議会は、必要に応じ、以下に掲げる事項について、施行規則に定める要件が確保されているかどうか等に関し、申請者から説明を求め確認を行うものとする。

- ① 自家用有償旅客運送に使用する自動車の種類ごとの数
- ② 運転者に求められる要件
- ③ 損害賠償措置
- ④ 運行管理の体制
- ⑤ 整備管理の体制
- ⑥ 事故時の連絡体制
- ⑦ 苦情処理体制

⑧ その他必要な事項

### 3.4 運営協議会の合意

#### (1) 合意の方法

運営協議会の合意（議決）の方法については、通知等で定められていない。

協議については、十分に議論を尽くして行われるべきであり、全会一致が望ましいが、全会一致とならない場合の議決の方法について、あらかじめ運営協議会の設置要綱等で定めておくべきである。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知）） 抜粋**

#### 5. 運営協議会の合意

##### (1) 運営協議会の合意の方法

運営協議会において協議が調った場合に、運営協議会における合意があつたものとみなす。運営協議会で協議を行うに当たっては、公正・中立な運営を確保するため、構成員のバランスに配慮し委員の選任を行うとともに、関係者間のコンセンサスの形成をめざして、十分に議論を尽くして行うものとする。議決については、円滑な運営を確保するため、予め運営協議会の設置要綱に議決に係る方法を定めるものとする。

#### (2) 合意の解除

運営協議会の合意については、解除できる旨が道路運送法第79条の12に定められている。

合意を解除しようとするときの手続きについて、運営協議会ガイドラインに示されている。

#### 道路運送法 抜粋

##### (業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知）） 抜粋**

#### 5. 運営協議会の合意

##### (4) 運営協議会の合意を解除する場合

法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除については、合意を解除しようとするに至った事実及び理由を示して協議を行うものとする。この場合において、当該自家用有償旅客運送者に業務改善又は弁明の機会を付与するなど、可能な限り手続き上の透明性に配慮するものとする。

### 3.5 登録後の市町村の役割

市町村（共同設置の場合はN P O法人等所在市町村、県設置運営協議会の場合は県及びN P O法人等所在市町村双方）は、以下の役割を負う。

①連絡窓口の整備

②苦情・事故等の連絡を受けた場合の運営協議会委員への通知、必要に応じて運営協議会の開催（共同設置の場合は事務局市町村を通して行う）

③違反があった場合等においての運輸支局と連携した対応

なお、関係通知等に定めはないが、NPO法人等の適切な運行管理を支援するため、市町村においては、運行状況等について把握しておく必要があると考えられる。従来同様、四半期ごとに翌月末日までに、最新の利用会員名簿、運転者の状況、運行状況等について報告提出を求めることが望ましい。

また、登録を受けたNPO法人等が「変更登録」(4.2.1参照)を行おうとするときは運営協議会の開催を要するので、市町村においてもそのことに関し把握することとなるが、運営協議会の開催を要しない「軽微な事項の変更」(4.2.2参照)があった場合においても、NPO法人等は市町村へも報告すべきと考えられる。

**運営協議会ガイドライン（「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自第145号自動車交通局長通知））抜粋**

6. 登録実施後における主宰者の役割

主宰者は、自家用有償旅客運送に係る相談、違反時の通報連絡体制、事故時の対応、その他利用者等からの苦情等に対応するため、連絡窓口を整備するものとする。

主宰者が都道府県である場合は、当該都道府県及び関係市町村のそれぞれに連絡窓口を整備するものとする。

(有償運送に係るご相談又は通報窓口)

△△市役所△△部△△課

連絡先：Tel ××××-×××-×××

FAX ××××-×××-×××

担当：○○、△△、□□

主宰者は、利用者等からの苦情及び通報、事故、その他の連絡を受けた場合には、これらに係る自家用有償旅客運送者の適切な運営を確保するため、運営協議会の構成員に当該事実を通知するとともに、運営協議会において対応を協議し必要な指導を行うことができるものとする。

運営協議会において必要な指導を行ったにもかかわらず当該自家用有償旅客運送者がこれに従わない場合、運営協議会において協議が調った事項に相違して運送を行っているとの通報があった場合、利用者からの苦情等のうち悪質と思われるものや死亡事故等の重大事故の発生等の連絡を受けた場合には、主宰者は各地域の運輸支局等に連絡を行う等相互に緊密な連携を図り対応を協議するものとする。

また、運輸監理部長又は運輸支局長から、運営協議会で協議した自家用有償旅客運送者に係る業務の停止又は登録の取消等、行政処分に係る通知を受理した場合にあっては、当該事実を運営協議会の構成員に周知するとともに、必要に応じ運営協議会を開催し対応を協議する等適切な対応を実施するものとする。

## 4 有効期間の更新の登録及び変更登録

### 4.1 有効期間の更新の登録

登録の有効期間が満了する際は、有効期間の更新の登録を受ける必要がある（道路運送法第79条の6）。運営協議会での合意を含め、新規に登録を受けようとする際とほぼ同一の手続きが必要となる。

#### ○ 必要な手続き

有効期間の更新の登録を行う場合は、

- ・更新登録申請書（様式は143号通知に示されている）
- ・「申請書に添付する書類」（2.2参照）
- ・登録証を運輸支局に提出する。

更新登録申請書等は有効期間の満了の日までに提出する必要があり（2ヶ月前から申請可）、原則、このときまでに運営協議会の協議が調っている必要がある。

#### 道路運送法 抜粋

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。
- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行うとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項第二号中「登録番号」とあるのは、「登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。
- 3 第七十九条の登録の有効期間の満了の日までに更新の登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第七十九条の三第二項又は第七十九条の四第二項の通知があるまでの間は、従前の第七十九条の登録は、その登録の有効期間の満了後も、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、有効期間の更新の登録がなされたときは、第七十九条の登録の有効期間は、従前の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

#### 道路運送法施行規則 抜粋

（有効期間の更新の登録）

第五十一条の十 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 自家用有償旅客運送の種別
- 四 第五十一条の二に規定する事項
- 五 運送しようとする旅客の範囲

- 2 前項の更新登録申請書には、第五十一条の三に規定する書類及び登録証を添付しなければならない。
- 3 第一項の更新登録申請書は、有効期間の満了の日までに提出するものとする。
- 4 第五十一条の六の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。この場合において、「法第七十九条の三第一項」とあるのは「法第七十九条の六第二項において準用する法第七十九条の三第一項」と、「登録番号」とあるのは「登録番号並びに有効期間の

「更新の登録の年月日」と読み替えるものとする。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋**

#### 4. 有効期間の更新の登録

##### (1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

##### (2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

#### 参照 資料6 様式第1-2号：自家用有償旅客運送更新登録申請書

## 4.2 変更登録等

道路運送法第79条の7では、登録事項等について変更しようとする場合に、「変更登録」が必要な事項と、「軽微な事項の変更」として届出が必要な事項について定めている。

### 4.2.1 変更登録

#### (1) 変更登録を受けなければならない場合

次の場合は変更登録が必要となる。

- ① 運送の区域を拡大しようとするとき
- ② 運送の種別を追加しようとするとき

（福祉有償運送を行っている者が過疎地有償運送も行う場合又はその逆）

#### (2) 必要な手続き

変更登録申請を行おうとするときは、運営協議会の合意が必要である。

それぞれの次の場合において、その下に記した書類を運輸支局に提出する。

## ① 運送の区域を拡大しようとするとき

- ・変更登録申請書（様式は143号通知に示されている）
- ・「申請書に添付する書類」のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理体制を記載した書類、旅客名簿、変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- ・拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会の協議が調っていることを証する書類
- ・登録証

## ② 福祉有償運送を行っている者が過疎地有償運送を行おうとする場合又はその逆

- ・変更登録申請書（様式は143号通知に示されている）
- ・「申請書に添付する書類」のうち、当該運送に関する運転者が要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
- ・運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類
- ・登録証

**道路運送法 抜粋**

(変更登録等)

**第七十九条の七** 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、路線を定めて行う自家用有償旅客運送につき天災その他国土交通省令で定めるやむを得ない事由によりその路線において自家用有償旅客運送自動車を運行することができなくなった場合に、当該路線において自家用有償旅客運送自動車の運行を再開することができるようとなるまでの間、当該路線と異なる路線により自家用有償旅客運送を行う場合において合理的に必要となる変更については、この限りでない。

2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第七十九条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第七十九条の四第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第五号又は第六号」と読み替えるものとする。

3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

**道路運送法施行規則 抜粋**

(変更登録)

**第五十一条の十一** 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 登録番号
  - 三 自家用有償旅客運送の種別
  - 四 変更しようとする事項及び変更予定期日
- 2 前項の変更登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの
  - 二 市町村運営有償運送を行う者が第五十一条の二第一号に掲げる路線又は運送の区域を増加する場合にあつては、当該増加について、地域公共交通会議において協議が調つていることを証する書類
  - 三 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う者が法第七十九条の二第一項第二号に掲げる事項を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、運営協議会において協議が調つていることを証する書類

#### 四 登録証

- 3 國土交通大臣は、法第七十九条の七第二項において準用する法第七十九条の三第一項の規定により登録簿に登録したときは、登録証を訂正し、第一項の申請をした者に交付するものとする。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）抜粋**

#### 5. 変更登録

##### (1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下の①又は②に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に過疎地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いかずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

##### (2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1-3号に定める申請書に（3）に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行うものとする。

##### (3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

###### ① 運送の区域が拡大される場合

（イ）上記2.（3）①～⑪に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

###### （ハ）登録証

###### ② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

（イ）上記2.（3）①～⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

（ロ）運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

###### （ハ）登録証

#### 参照 資料6 様式第1-3号：自家用有償旅客運送の変更登録の申請書

#### 4.2.2 軽微な事項の変更

##### (1) 「軽微な事項の変更」として届出が必要な場合

- ①名称及び代表者の氏名を変更したとき
- ②過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行っている者がいかずれかを行わない場合
- ③運送の区域を減少する場合
- ④事務所の名称及び位置を変更したとき
- ⑤事務所ごとに配置する車両の数及びその種類ごとの数を変更した場合
- ⑥運送しようとする旅客の範囲を変更したとき

## (2) 必要な手續

変更をしたときから30日以内に以下の書類を運輸支局に提出する。

- ・登録事項変更届出書（様式は143号通知に示されている）
- ・「申請書に添付する書類」のうち、登録事項の変更に伴いその内容が変更されることとなる書類  
※車両台数を5台以上配置することになった場合、運行管理体制を記した書類及び運行管理責任者の要件を備えていることを証する書類を添付する。
- ・登録証

**道路運送法 抜粋**

(変更登録等)

**第七十九条の七**

- 3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 國土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

**道路運送法施行規則 抜粋**

(軽微な事項の変更の届出等)

**第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。**

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲
- 2 前項の事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 二 登録番号
  - 三 自家用有償旅客運送の種別
  - 四 変更した事項
- 3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの
  - 二 登録証
- 4 國土交通大臣は、法第七十九条の七第四項の登録をしたときは、登録証を訂正し、第二項の届出をした者に交付するものとする。

**143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知）） 抜粋****6. 軽微な事項の変更の届出****(1) 軽微な事項の変更の届出**

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（申請様式第1-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

参照 資料6 様式第1-4号：自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

## 5 経過措置等について

### 5.1 旧道路運送法第80条第1項ただし書きの福祉有償運送許可を受けている者について

#### 5.1.1 みなし登録

旧道路運送法第80条第1項ただし書きの福祉有償運送許可を受けている者は、新道路運送法第79条の登録を受けたものとみなされる。みなし登録の有効期間は、旧法での許可の期間となる。

みなし運送者については、旧法第80条の許可の申請書記載事項を「登録簿」に登録されたものとみなされ、5.1.2及び5.1.3を除いて新法の規定が適用される。

みなし運送者は、①名称及び住所並びに代表者の氏名、②登録事項で不足するものを、施行から1年以内に届出なければならない。

#### 道路運送法改正法附則 抜粋

(道路運送法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧道路運送法第八十条第一項ただし書の許可を受けて自家用自動車を有償で運送の用に供している者は、当該許可に係る運送が新道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送に該当する場合にあっては、当該許可に係る運送について、施行日に新道路運送法第七十九条の登録を受けたものと、当該許可に係る運送が新道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送に該当しない場合にあっては、施行日に新道路運送法第七十八条第三号の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧道路運送法第八十条第一項ただし書の許可に条件又は期限が付されているときは、当該条件又は期限は、新道路運送法第七十九条の登録又は新道路運送法第七十八条第三号の許可に付されたものとみなす。

#### 道路運送法施行規則改正省令附則 抜粋

(登録事項に関する経過措置)

第七条 改正法附則第五条の規定により旧法第八十条第一項ただし書の許可に係る運送について新法第七十九条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし自家用有償旅客運送者」という。）については、旧施行規則第五十条第一項の規定により提出された有償運送許可申請書に記載された事項（新法第七十九条の二第一項第一号、第二号若しくは第四号又は新施行規則第五十一条の二各号に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新法第七十九条の三第一項の登録簿に登録されたものとみなして、新法の規定を適用する。

第八条 みなし自家用有償旅客運送者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該者が行う自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 新法第七十九条の二第一項第一号、第二号若しくは第四号又は新施行規則第五十一条の二各号に掲げる事項（前条の規定により新法第七十九条の三第一項の登録簿に登録されたものとみなされるものを除く。）
- 2 前項の規定により届出書の提出があったときは、新法第七十九条の三第一項の登録簿には当該届出書に記載された事項が登録されているものとして、新法の規定を適用する。

#### 5.1.2 運転者等の要件に関する経過措置

福祉有償運送のみなし運送者は、有効期間中（旧法での許可の期間中）、以下の点において新法の規定は適用されない。ただし、平成19年10月1日以降に変更登録（4.2.1参照）を受ける場合は適用される。

- ① 運転者の要件を備えていること（2.2.5参照）
- ② セダン型使用の場合の運転者又は乗務員の要件を備えていること（2.2.6参照）
- ③ 運行管理責任者の要件を備えていること（2.2.7参照）

#### 道路運送法施行規則改正省令附則 抜粋

## (運転者及び運行管理に関する経過措置)

## 第九条

- 4 みなし自家用有償旅客運送者が施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の七第一項の規定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第二項において準用する新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の十一第二項第一号（新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 みなし自家用有償旅客運送者については、改正法附則第五条の規定により新法第七十九条の登録に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間（施行日から一年を経過する日までに当該期限が到来する場合において、新法第七十九条の六第一項の規定による有効期間の更新の登録を受けた場合にあっては、施行日から一年間）は、新法第七十九条の九第一項（新施行規則第五十一条の十六第一項及び第三項並びに第五十一条の十七第二項並びに第三項第一号及び第三号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。ただし、施行日から一年を経過した日以後に新法第七十九条の七第一項の規定による変更登録を受けた場合にあっては、この限りでない。

## 5.1.3 運転車証の作成・自動車に関する表示等に関する経過措置

福祉有償運送のみなし運送者は、有効期間中（旧法での許可の期間中）、以下の点において、143号通知の取扱いに経過措置がある。ただし、変更登録を受ける場合（軽微な事項に関する変更を届け出る場合を含む）は、新制度の適用となる。

- ① 運転者証の作成・携行（2.2.5(3)参照）は適用されない。
- ② 車両の表示（2.2.4(3)参照）は従前の例による。
- ③ 登録証の写しの車両への備え置きは旧法の許可証の写しを備え置く。

## 143号通知（「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号自動車交通局長通知））抜粋

## 附則

2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものも含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

## 5.2 新規登録者における運転者要件等に関する経過措置

新規登録をしようとする者については、以下の点において1年間の経過措置がある。

- ① 運転者の要件を備えていること（2.2.5参照）
- ② セダン型使用の場合の運転者又は乗務員の要件を備えていること（2.2.6参照）
- ③ 運行管理責任者の要件を備えていること（2.2.7参照）

#### 道路運送法施行規則改正省令附則 抜粋

（運転者及び運行管理に関する経過措置）

- 第九条 施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の登録を受けようとする場合における新法第七十九条の二の規定による登録の申請については、新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号の規定は、適用しない。
- 2 新法第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）が施行日から一年を経過する日までの間に新法第七十九条の七第一項の規定による変更登録を受けようとする場合における当該変更登録の申請については、同条第二項において準用する新法第七十九条の四第一項第六号（新施行規則第五十一条の九第二号に掲げる措置に係る部分に限る。）及び新施行規則第五十一条の十一第二項第一号（新施行規則第五十一条の三第七号及び第八号に掲げる書類に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
  - 3 自家用有償旅客運送者については、施行日から一年間は、新法第七十九条の九第一項（新施行規則第五十一条の十六第一項及び第三項並びに第五十一条の十七第二項並びに第三項第一号及び第三号に掲げる措置に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

### 5.3 周知期間等について

国土交通省と厚生労働省では、平成19年9月までの期間を「周知期間」として、登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うとしている。

また、NPO法人等が市町村に対し運営協議会の設置を申し出たにもかかわらず、当該市町村が運営協議会を設置しない場合であって、登録の要件（運営協議会での合意を除く）を備えていると運輸支局で確認された場合は、運輸支局は1年間の期間を定めて申請に関する判断を保留することができるものとされている。

#### 「介護輸送に係る法的取扱いについて」（平成18年9月29日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）別添 「介護輸送に係る法的取扱いについて」抜粋 1

##### 3. 周知期間について

福祉有償運送に係る改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）の円滑な運用を確保するための体制整備や、新法第79条の登録制度の仕組み等について各地方公共団体、事業者等の関係者への周知徹底を図るため、国土交通省と厚生労働省は、改正法施行後1年間の周知期間を設け、当該登録制度の運用のための体制整備や広報等を協力して積極的に行うものとする。

当該周知期間においては、各地方公共団体、関係事業者に対する説明会の開催や当該登録制度に関するガイドブック等の地方公共団体の担当者への配布などを通じて、計画的かつ効果的に当該登録制度の理解の深化を促進することとする。

なお、当該周知期間内においては、新法第79条の登録の対象となるNPO等については、登録取得に向けた環境整備及び指導等を実施することとし、その上でやむを得ない理由により登録を受けることができないものについては、これに係る行政処分及び刑事告発は行わないものとするとともに、上記1. ④の取扱いについては、当該NPO等に適用しないものとする。

#### 「NPO等による過疎地有償運送及び福祉有償運送の取扱いに係る留意点について」（平成18年9月29日付け国自旅第185号自動車交通局旅客課長通知）

##### 2. 運営協議会が設置されていない場合の登録申請の取扱いについて

法第79条の登録の申請を行おうとするNPO等（以下「申請NPO等」という。）が地方公共団体に対して運営協議会の設置を申し出た場合であって、当該地方公共団体が正当な理由なくして運営協議会を設置しないときには、当該地方公共団体に対して運営協議会の設置を促すよう働きかけるものとする。

また、こうした働きかけにもかかわらず当該地方公共団体が運営協議会を設置しない場合であって、当該申請N P O等が登録申請を行い、法第79条の4第1項各号（第5号を除く。）に該当していないことについて確認がされた場合には、当該申請については、1年以内の期間を定めて申請に係る判断を保留することができる。

## 6 自家用有償旅客運送に関する連絡先

○制度全般に関すること

- ・国土交通省東北運輸局宮城運輸支局輸送・監査部門  
TEL 022-235-2515

○市町村運営有償運送に関すること、過疎地有償運送に関すること

- ・宮城県企画部総合交通対策課  
TEL 022-211-2436

○福祉有償運送に関すること、宮城県福祉有償運送運営協議会に関すること

- ・宮城県保健福祉部長寿社会政策課  
TEL 022-211-2549
- ・宮城県保健福祉部障害福祉課  
TEL 022-211-2541